

第3学年〇組 社会科学習指導案

指導者

1 単元 司法のしくみとはたらき

2 指導観

わが国の司法は、国民の権利を守り、権利と権利を調整するはたらきをもっている。本単元は、司法のしくみとはたらきを学ぶことを通して、法にもとづく公正な裁判によって社会の秩序が保たれ、人権が守られていること（知識的側面）について考えさせることをねらいとしている。学習内容としては、裁判所の役割・三審制・裁判の種類・裁判と人権保障などである。

現在、裁判の長期化や国民感情とかけ離れた判決などが課題となっており、裁判の簡潔化、迅速化を図り、裁判員制度を導入し、法や司法制度を国民全体で支えようとしたりする司法制度の改革が進められている。このような状況の中で、司法のしくみとはたらきについて、知識だけでなく、体験的学習を行うこと（価値的・態度的側面）は、将来、裁判を受けたり、裁判員として判決を下す可能性のある生徒にとって大きな意義のある学習である。

本学級では、社会科の授業に対して意欲的に参加している生徒が多く見られる。一回は必ず発表しようとする生徒や、誰よりも早く課題を提出しようとする生徒がたくさんいることで、活気のある授業の雰囲気ができている。「人間の尊重と日本国憲法」の学習をした際に、考えさせる資料や調べ学習などを取り入れたことによって、学校生活全般において、仲間を思いやる言動や人権意識が徐々に現れはじめている。

事前調査の結果では、新聞やテレビのニュースを通して社会の出来事を積極的に知ろうとする生徒は全体の3割程度である。また、最近、裁判になった事件や裁判所が出した判決について回答できた生徒は1割程度であった。このような実態を踏まえ、講義形式の授業形態だけでなく、社会的事象についての調べ学習や、体験的学習を通して興味・関心を高めさせ、主体的に社会に参画する意義を考えさせる必要がある。

本単元の指導にあたっては、まず、基本的な司法のしくみとはたらきについての知識を身につけさせる。さらに、ある事件をもとに、各班で模擬裁判を行う。この活動を通して、自分の考えをもつことや、他者の考えを尊重する態度（価値的・態度的側面）を育成するとともに、裁判と人権保障について主体的に考えさせたい。

そのためにまず、司法のしくみ（知識的側面）について学習する。ここでは、日本の司法制度、三審制、民事裁判と刑事裁判、司法権の独立について理解させる。その際、新聞の記事を活用し、社会生活と司法のはたらきを結びつけて考えること（価値的・態度的側面）ができるように指導する。次に裁判と人権保障について、模擬裁判（技能的側面）を行う。ここでは、無免許・ひき逃げ事件を題材に、各班で検察官、弁護士、裁判官の役割を分担し、それぞれの立場で人権保障の視点から考えを述べさせる。（技能的側面）最後に裁判をめぐる諸問題の中からひとつを選択し、その実情や対策などをレポートにまとめさせる。その際、主体的に調べることや、自らの考察を加えることを指導する。

3 目標

社会的事象への関心・意欲・態度

- ・ 新聞資料などをもとに最近の裁判についての記事を集める。

社会的事象についての知識・理解

- ・ 裁判所のはたらきや裁判の種類について理解することができる。

社会的思考・判断

- ・ 三審制や司法権の独立が定められていることの意味を考えることができる。
- ・ 模擬裁判を通して、人権保障の視点から自分の考えを述べるができる。

資料活用の技能・表現

- ・ 裁判をめぐる諸問題に関する資料を収集し、レポートにまとめることができる。

人権の目標（知識的側面）

- ・ 公正な裁判によって、人権が守られていることを知る。

人権の目標（価値的・態度的側面，技能的側面）

- ・ 意欲的に模擬裁判に参加し、自分の意見を述べるとともに、他者の意見を聞き取り、考えをさらに深めることができる。

人権の目標（技能的側面）

- ・ 複数の情報源から情報を収集・吟味・分析し、公正な結論に到達する技能を身に付けることができる。

4 指導計画 5時間

第1次	裁判所のはたらきと種類	1時間
第2次	三審制と司法権の独立	1時間
第3次	裁判の種類（民事裁判・刑事裁判）	1時間
第4次	模擬裁判と検察官・弁護士・裁判官の役割	1時間（本時）
第5次	裁判をめぐる諸問題	1時間

5 本時 平成20年9月25日（木曜日）第5校時 3年〇組教室

（1）本時の指導観

生徒は前時まで、基本的な司法のしくみとはたらきについて学習している。本時は、まず前時までの復習を行い、基礎・基本の内容の定着を図る。その際、各班にいる社会科リーダーが中心となり、社会科を苦手としている班員への支援を行う。学級集団づくりや、人権意識を高めるためにも意義ある活動である。

次に無免許・ひき逃げ事件を題材に模擬裁判を行う。検察官・弁護士・裁判官の立場にわかれ自分の立場から意見を述べるが、人権保障の視点をもつことや、他者の意見をしっかりと聞き取ることも目標としている。

（2）主眼

人権保障の視点から、自分の意見をもつことができる。（社会的思考・判断）

意欲的に模擬裁判に参加し、自分の意見を述べるとともに、他者の意見を聞き取り考えをさらに深めることができる。（価値的・態度的側面，技能的側面）

複数の情報源から情報を収集・吟味・分析し、公正な結論に到達する技能を身に付けることができる。（技能的側面）

（3）準備

復習プリント

学習プリント

模擬裁判用資料

マグネットシート

自己評価カード

(4) 展開

学習活動・内容	資料教具	教師の支援	評価 <評価の方法>	配時
<p>1 前時の復習をする。 ・復習プリントを解く。 ・答え合わせをする。</p> <p>2 本時のめあてを確認する。 ・学習プリントにめあてを記入する ・今日の目標を決める。 めあて 模擬裁判を通して、裁判について考えよう。</p> <p>3 模擬裁判に参加する。 ・判決を出す。 ・それぞれの立場で意見を出し合う。</p> <p>・他者の意見を聞いた上で再度判決を出す。</p>		<p>社会科リーダーと教師で班員を手助けする。</p> <p>事件の概要を分かりやすく説明する。</p> <p>感情で意見をもつのではなく、人権保障の視点で考えさせる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検察官 - - - 被害者の人権 ・弁護士 - - - 被告人 ・裁判官 - - - 両者の人権 <p>自分の考えを明らかにするために色カードを使うように指導する。</p>	<p>社会的事象についての知識・理解 前時の学習内容を理解している。 <プリント分析></p> <p>価値的・態度的側面 技能的側面 意欲的に模擬裁判に参加し、自分の意見を述べるとともに、他者の意見を聞き取り、考えをさらに深めることができる。 <様相チェック> <プリント分析></p> <p>技能的側面 複数の情報源から情報を収集・吟味・分析し、公平で均衡のとれた結論に到達する技能を身につけることができる。 <様相チェック> <プリント分析></p> <p>社会的思考・判断 人権保障の視点から、自分の意見をもつことができる。 <様相チェック> <プリント分析></p>	<p>10</p> <p>5</p> <p>30</p>
<p>4 本時のまとめを行う。 ・学習プリントを完成する。 ・模擬裁判に参加しての感想を記入する。 ・本時の自己評価をする。</p>		<p>机間巡視をし、支援が必要な生徒に個別指導をする。</p>	<p>知識的側面 公正な裁判によって人権が守られることを理解している。 <プリント分析> <感想文チェック></p>	<p>5</p>